

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで

20歳になりA市役所から加入案内が届き、自分で平成5年*月か*月頃加入手続を行った。その時は恒常的な収入が無かったため納付できなかったが、社会人2年目の平成7年6月か7月頃資金ができ、B社会保険事務所(当時)の2階で納付書に現金8万円くらいを添えて納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった平成5年*月か*月頃、A市役所から国民年金の加入案内が届き、自らA市役所で加入手続を行った。当時は恒常的な収入がなかったため納付できなかったが、社会人(C社勤務)2年目に資金ができたため、申立期間の国民年金保険料(8万円くらい)をB社会保険事務所で納付した。」と主張しているところ、i)申立人の国民年金加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得年月日から平成5年*月から同年*月頃と推認できること、ii)納付したとする平成7年6月又は同年7月頃において、申立期間の保険料は過年度納付が可能である上、申立人が納付したと主張する金額(8万円くらい)は、実際に申立期間の保険料を納付するために必要な保険料額(8万4,000円)とほぼ一致すること、及びiii)納付したとする7年6月又は同年7月時点において、申立人が当時勤務していたC社で賞与が支給されたとしており、申立人の給与と賞与を合わせれば、8万円相当額は納付可能な金額であったと推認できることなど、申立人の申立期間に係る保険料納付についての主張は具体的であり、その内容に不自然さは無い。

また、申立期間は8か月と比較的短期間であり、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行われている上、保険料納付が困難である時期については免除申請手続を行うなど、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成17年9月は16万円、同年10月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月から18年2月まで

国(厚生労働省)の記録によると、A社における申立期間の標準報酬月額は10万4,000円となっているが、実際に支給された給与額より低くなっている。また、同社に勤務期間中(平成15年10月から18年3月まで)に一度、賞与6万円が支給(支給時期は不明。)されているが、厚生年金保険の記録が無い。いずれについても記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年9月及び同年10月については、申立人が保管する給与明細書から、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成17年9月は16万円、同年10月は18万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る標準報酬月額(平成17年9月は16万円、同年10月は18万円)に見合う保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成17年11月から18年2月までの期間については、申立人の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与が支給されていることは確認できるが、実際に控除された保険料に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、賞与については、申立人が保管する賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における資格取得日は、昭和23年11月1日、資格喪失日は同年12月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、3,600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から25年6月1日まで

所持している夫の年金手帳には昭和19年6月1日に被保険者資格取得の記録があるのに、国(厚生労働省)の記録では昭和25年6月1日からしか厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

また、社会保険庁(当時)から夫宛てに、「2つの事業所について、この記録はあなたの記録かどうか確認してください。」という内容の書類が送られてきたが、書類が送付されてきた当時、夫は介護施設におり、その内容を確認できる状況ではなかったため、同書類は返信しなかった。その後、年金事務所で上記の2事業所の内容について確認したところ、当該書類に記載されていた事業所については検索できないとの回答であった。夫は、戦前はB社で、戦後はCというD事業を行う事業所で勤務していたと聞いており、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和23年11月1日から同年12月31日までの期間については、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と同姓同名、かつ生年月日が同一で、基礎年金番号に未統合のA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。このことについて、申立人の妻は、結婚前のことで分からないとしているものの、同社の商業登記簿によると同社はD事業を行っていることが確認できるほか、申立人のその後の職歴、申立人の妻の主張

内容等から判断すると、申立人は同社に勤務していたことが認められるとともに、当該記録は申立人のものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和23年11月1日に取得し、同年12月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記台帳の記録から3,600円とすることが妥当である。

- 2 申立人の年金手帳には、初めて厚生年金保険の被保険者となった日が、昭和19年6月1日と記載されており、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、労働者年金保険法を改正した厚生年金保険法は、その対象となる被保険者を、主として工場等で肉体的労働に従事する男子工員から、女性職員及び肉体的労働以外の業務に従事する職員に拡大し、昭和19年6月1日に被保険者資格の取得等、保険給付及び費用の負担に関する規定に係る事項を除いた部分について施行され、同年10月1日に保険給付及び費用の負担に関する規定に係る事項が施行されているところ、上記名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同改正法の施行に伴い、新たに被保険者の対象となった女性職員とともに払い出されていることが確認できる。

また、B社が保管する健康保険被保険者台帳によると、申立人の健康保険の被保険者資格取得日は昭和19年1月21日、職種は「実習生・職員」と記載されており、ほかに同台帳で職種欄に「職員」との記載がある者はいずれも健康保険被保険者資格を19年6月1日より前に取得しているが、オンライン記録での厚生年金保険の資格取得日が確認できる者は保険給付及び費用の負担に関する規定が施行された同年10月1日となっている。

これらのことから、申立人を含め健康保険被保険者台帳の職種欄に「職員」の記載のある者は、いずれも肉体的労働以外の業務に従事していたものと推認され、上記改正法が一部施行された昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、保険給付及び費用の負担については同年10月1日から開始されたものと認められる。

一方、B社の保管する厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険被保険者台帳における申立人の資格喪失理由はいずれも「退職」と記載され、資格喪失日は昭和19年8月1日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と一致している。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者期間として確認できる昭和19年6月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、保険料の徴収も行われておらず、給付の対象となる厚生年金保険被保険者として認められない。

- 3 申立期間のうち昭和19年8月1日から20年11月*日までの期間について19年8月1日以降は申立人のB社での在籍は確認できないほか、申立人の軍歴記録から同年9月*日から20年11月*日まで陸軍に召集されていることが確認できる。
- 4 申立期間のうち昭和20年11月*日から23年11月1日までの期間及び同年12月31日から25年6月1日までの期間について、申立人の妻は、申立人が戦後「C」に勤務したとしているが、結婚前のことであり、勤務期間、事業所の所在地、同僚の氏名等について分からないとしている。

また、オンライン記録によると、当該期間については、C及びその類似名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿を確認したが、申立期間当時、同名の事業所は法人として確認できない。

さらに、申立期間以降に申立人が勤務したE社を継承しているF社に、申立人の申立期間に係る勤務先等について確認したところ、E社での労働者名簿は存在するもののそれ以前の勤務先については資料が無く不明としている。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和19年6月1日から23年11月1日までの期間及び同年12月31日から25年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、当該期間のうち、平成13年10月から15年8月までは20万円、15年9月から16年8月までは22万円、16年9月から18年6月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年10月から14年12月までは19万円、15年1月は22万円、15年2月及び同年3月は20万円、15年4月及び同年5月は22万円、15年6月は20万円、15年7月は22万円、15年8月及び同年9月は20万円、15年10月から16年1月までは22万円、16年2月は20万円、16年3月及び同年4月は22万円、16年5月は20万円、16年6月から同年12月までは28万円、17年1月は30万円、17年2月及び同年3月は28万円、17年4月は30万円、17年5月から18年6月までは28万円とすることが必要である。

申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は30万円、16年8月9日は2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成12年9月1日から13年10月1日まで
② 平成13年10月1日から18年7月1日まで
③ 平成15年8月5日
④ 平成15年12月25日
⑤ 平成16年8月9日
⑥ 平成16年12月25日
⑦ 平成17年7月31日
⑧ 平成17年12月26日

国（厚生労働省）の記録によると、A法人における申立期間①及び②の標準報酬月額が11万8,000円となっており、実際の支給額より低い。

また、申立期間③の標準賞与額は5万円となっており、実際の支給額より低い上、申立期間④から⑧までの賞与については厚生年金保険の記録が無い。いずれについても記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②については標準報酬月額の相違について、③については標準賞与額の相違について、④から⑧までについては賞与の厚生年金保険記録が無いことについてそれぞれ申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①については、事業所の税務書類を作成している税理士事務所が保管する貸金台帳から、申立人は、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。
- 3 申立期間②については、国（厚生労働省）の記録によると、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月15日に、当該期間のうち、13年10月から15年8月までは20万円、同年9月から16年8月までは22万円、同年9月から18年6月までは28万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成13年10月から15年8月までは20万円、15年9月から16年8月までは22万円、16年9月から18年6月までは28万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）となっている。
しかしながら、上記貸金台帳から、申立期間②について、申立人が主張する

標準報酬月額（平成13年10月から14年12月までは19万円、15年1月は22万円、15年2月及び同年3月は20万円、15年4月及び同年5月は22万円、15年6月は20万円、15年7月は22万円、15年8月及び9月は20万円、15年10月から16年1月までは22万円、16年2月は20万円、16年3月及び同年4月は22万円、16年5月は20万円、16年6月から同年12月までは28万円、17年1月は30万円、17年2月及び同年3月は28万円、17年4月は30万円、17年5月から18年6月までは28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

4 申立期間④及び⑤については、上記賃金台帳から、申立人は、30万円及び2万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料をそれぞれ事業主により給与から控除されていたと認められる。

5 なお、申立期間①及び②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額について、誤って基本給を社会保険事務所（当時）に対して届け出たこと、また、当該期間に係る厚生年金保険料については誤った納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間④及び⑤の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月15日に、事業主が申立期間④及び⑤当時に当該申立期間の賞与支払届を誤って提出していなかったとして改めて届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

6 一方、申立期間③については、国（厚生労働省）の記録によると、申立人の申立期間③における標準賞与額は、当初5万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月15日に19万5,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（19万5,000円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（5万円）となっている。

しかしながら、上記賃金台帳から、申立期間③の賞与について、厚生年金保険料が控除されていることは確認できないことから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められない。

7 また、申立期間⑥から⑧までの期間に係る標準賞与額の記録については、国（厚生労働省）の記録によると、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した平成22年9月15日に、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は11万円、申立期間

⑧は 22 万円とそれぞれ記録されている。

しかし、上記貸金台帳から、当該期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できないことから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年頃から 40 年頃まで

昭和 38 年頃から 40 年頃まで、A 社で土木作業員として勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の被保険者になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年頃から 40 年頃まで A 社で土木作業員として勤務していたとしているが、申立人の雇用保険加入記録は確認できない上、申立期間に A 社で厚生年金保険被保険者となっている 9 人に照会したところ、回答のあった 5 人全員が申立人のことを知らないとしているほか、「現場には多くの下請負業者が入っており、申立人は下請負業者の現場作業員であった可能性が高い。」との供述もあり、申立人の申立期間における A 社での勤務実態が確認できない。

また、申立人の夫が申立期間当時に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間において、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時の勤務状況や同僚等についてほとんど覚えていないほか、申立人の夫は故人のため同人から事情を聴取することができない。

加えて、B 社（平成 16 年 8 月、A 社から社名変更。）では、同社が保管する人事記録及び社員名簿に申立人の記録は確認できないとしている。

その上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は無く、整理番号に欠番も無いほか、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月頃から同年 11 月頃まで
② 昭和 50 年 8 月頃から 51 年 1 月頃まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、各申立期間とも厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①についてはA社で営業担当として、申立期間②についてはB社で運転手として勤務していたのに、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に営業担当として勤務したと申し立てているが、A社は、申立人に係る勤務実態や保険料控除等について、「当時の書類は全て処分されており確認することができない。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のA社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者原票を確認したところ、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、B社に運転手として勤務したと申し立てているが、B社は、申立人に係る勤務実態や保険料控除等について、「申立期間に在籍記録は無い。また、当時の経営者も既に死亡しており確認することができない。」旨回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②当時、B社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者原票を確認したところ、申立期間及びその前後の期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間①及び②における申立人の雇用保険の加入記録は確認でき

ない上、給与明細書等の関係資料も所持しておらず、ほかに申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。